

令和 6 年度

会津北部農業水利事業

関柴幹線制水工排泥施設造成他工事

特 別 仕 様 書

東北農政局会津南部農業水利事業所

会津北部農業水利事業建設所

第1章 総則

会津北部農業水利事業関柴幹線制水工排泥施設造成他工事の施工に当たっては、農林水産省農村振興局制定「土木工事共通仕様書」（以下、「共通仕様書」という。）に基づいて実施する。

なお、共通仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

第2章 工事内容

1. 目的

本工事は、会津北部土地改良事業計画に基づき、関柴幹線制水工への排泥施設の新設及び分水工、幹線用水路の補修工事を行うものである。

2. 工事場所

福島県喜多方市関柴町関柴地内

3. 工事概要

本工事は、排泥施設の新設及び分水工、幹線用水路を補修するものであり、その概要は次のとおりである。

（1）関柴幹線制水工排泥施設工

1）管水路工 高耐圧ポリエチレン管 $\phi 400$ L=60.7m

2）付帯工 一式

（2）分水工及び幹線用水路補修工

1）分水工躯体補修 一式

2）幹線用水路補修 一式

（3）仮設工 一式

4. 工事数量

別紙ー1「工事数量表」のとおりである。

第3章 施工条件

1. 工程制限

工事着手前に監督職員及び施設の管理者と落水日時及び通水開始日を打ち合わせることとする。

2. 工事期間中の休業日

工事期間中の休業日としては、雨天・休日等67日を見込んでいる。

なお、休日等には土曜日、日曜日、祝日、年末年始休暇を含んでいる。

3. 本工事の施工にあたっては、以下の基準に準拠するものとし、これにより難しい場合には、監督職員と協議するものとする。

名称	発行所	制定年月
土地改良事業計画設計基準及び運用・解説「パイプライン」	社団法人 農業農村工学会	令和3年6月
農業水利施設の補修・補強工事に関するマニュアル【開水路補修編】	農林水産省農村振 興局整備部設計課	令和5年3月

4. 現場技術員

本工事は、共通仕様書第1編1-1-9に規定している現場技術員を配置する。氏名等については、別に通知する。

第4章 現場条件

1. 土質

本工事の施工場所の地質は、砂質土及び軟岩を想定している。

2. 第三者に対する措置

(1) 騒音振動

騒音、振動等の対策については十分に配慮するとともに、地域住民との協調を図り、工事の円滑な進捗に努めなければならない。

(2) 保安対策

本工事における交通誘導警備員は計上していないが、現地交通状況等により必要な場合は、監督職員と協議するものとする。

(3) その他

既設構造物及び第三者に損害を与えた場合は、受注者の責任で処理するものとする。

3. 地下埋設物の確認

受注者は、工事施工に先立ち施工場所における地下埋設物等について、調査を実施し、監督職員に報告しなければならない。なお、地下埋設物調査の結果により、施工方法等の変更が必要となる場合には対応について監督職員と協議するものとする。

4. 安全対策（架空線等公衆物損事故防止）

架空線等上空施設の安全施設については、共通仕様書第1編1-1-34及び3-2-2に基づき必要な措置を講じなければならない。

なお、架空線の防護措置における防護管設置に係る費用は計上していないが、契約後、架空線管理者との協議により必要となった場合は、監督職員と協議し、契約変更の対象とする。

第5章 指定仮設

1. 仮置場

埋戻し、盛土材の一時仮置き及び工事用資材の一時置場は、発注者が確保している工事用地内とする。

2. 土木安定シート

工事用地等において表土以外の掘削土の仮置き及び資材置場所については、借地部を汚損することがないように土木安定シート等を布設のうえ施工するものとする。

3. 工事用道路等

受注者は、図面に基づき工事用道路を整備しなければならない。また、工事期間中の補修、維持管理及び工事完了後の撤去は、受注者の責任において実施しなければならない。

4. 建設発生土

(1) 建設発生土受入地

建設発生土受入地は、図面に示す箇所とし、その名称、搬出予定量は次のとおりである。

名 称	地 先 名	搬出予定量	摘 要
鎧召堰仮設ヤード	福島県喜多方市豊川町沢部字南廣面24	316m ³	

5. 水替工

工事現場内における排水量は、次のとおり想定している。

- ・測点B.P～N0.2+19.10施工時 : 6 m³/h以上～30m³/h未満（常時排水） 1箇所
- ・測点N0.2+19.10～E.P施工時 : 6 m³/h以上～30m³/h未満（常時排水） 1箇所
- ・分水工施工時 : 0 m³/h以上～6 m³/h未満（作業時排水） 1箇所

6. 仮取水工

仮廻し方法については、監督職員と現地確認の上、変更する計画としている。なお、その際の取水量は次のとおり想定している。

・仮取水工 : 120m³/h以上～450m³/h未満（常時排水） 1箇所

7. 除雪

本工事では除雪工は計上していない。このため、現地状況等により、除雪工が必要な場合は、監督職員と協議するものとする。

第6章 工事用地等

1. 発注者が確保している用地

発注者が確保している工事用地及び工事施工上必要な用地（以下、「工事用地等」という。）は、別紙－3に示すとおりである。

- (1) 発注者が確保を予定している工事用地等の使用に当たっては、事前に監督職員の立会のうえ、用地境界及び使用条件を確認しなければならない。
- (2) 工事用地等は、別紙－2に示す「国営土地改良事業の工事施行に伴う土地の使用基準」に基づき使用するものとする。
- (3) 工事用地等のうち農地の使用に当たっては、使用前及び使用後の標高を確認するものとする。
- (4) 工事用地等の地権者及び周辺地域住民と折衝する場合は、あらかじめ監督職員と打合せを行い、紛争等が生じないよう十分注意するものとする。
- (5) 工事用道路造成地及び工事用資材の一時仮置地は、発注者が確保している工事用地等内に土木用シートを敷設した後に、造成又は仮置するものとする。

なお、使用後の土木用シートは、産業廃棄物として適正に処理するものとする。

第7章 工事用電力

本工事に使用する電力設備は、受注者の責任において準備しなければならない。

第8章 工事用材料

1. 規格及び品質

本工事で使用する主要材料の規格及び品質は、次のとおりである。

なお、これにより難しい場合は、同等品相当の材料を使用するものとし、監督職員の承諾を得るものとする。

また、JIS 規格品は、産業標準化法（平成30年5月30日公布）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により認証を受けた工場（JIS マーク表示認証工場）での製造品とする。

- (1) 高耐圧ポリエチレン管
φ400（R30、F30）
- (2) 強化プラスチック複合板

t=10mm

(3) コンクリート

コンクリートはレディーミクストコンクリートとし、種類は次のとおりとする。

種類	呼び強度 (N/mm ²)	スランプ (cm)	粗骨材の 最大寸法 (mm)	W/C (%)	セメント の種類	使用 目的
鉄筋コンクリート	21	12	25	55 以下	BB	現場打取付工
無筋コンクリート	18	8	25	65 以下	BB	インバートコ ンクリート

(4) 断面修復材及び表面被覆材

補修材料：無機系（ポリマーセメント系材料等）

要求性能項目	照査方法	品質規格値
中性化速度	JIS A 1153 (促進期間 4 週間)	中性化深さ 5mm 以下 中性化速度係数 18mm/√年以下
付着強さ	JSCE-K 561	1.5N/mm ² 以上
圧縮強度	JSCE-K 561(28 日間養生)	21.0N/mm ² 以上
長さ変化率	JIS A 1129	0.05%以下
耐凍害性	JIS A 1148(A 法 300 サイクル)	相対動弾性係数 85%以上

(5) ひび割れ充填剤

要求性能項目		品質項目	照査方法	品質規格値（案）
基本的性能	付着性	付着強さ	JSCE K 561	1.5N/mm ² 以上
	寸法安定性	長さ変化率	JIS A 1129	0.05%以下

(6) パネル工法

1) パネル工法

要求性能項目		品質項目	照査方法	品質規格値(案)
基本的性	耐候性	紫外線による劣化	JSOE K 511 (キセノン 4,000 時間又はサンシャイン 2,400 時間)	膨れ、ひび割れ、剥がれ、変形がないこと

能	付着性	アンカー引抜強度	社団法人 日本建築あと 施工アンカー協会技術部 会「あと施工アンカー試 験方法」 3本以上	各アンカーに作用する荷重 以上
---	-----	----------	--	--------------------

(7) 鋼材

鉄筋コンクリート用棒鋼 SD295A JIS G 3112

2. 見本又は資料提出

主要材料及び次に示す工事材料は、使用前に試験成績書、見本、カタログ等を監督職員に提出して承諾を得なければならない。

なお、これ以外の材料についても監督職員が提出を指示する場合がある。

材料名	提出物
高耐圧ポリエチレン管	カタログ、試験成績表
強化プラスチック複合板	カタログ、試験成績表
コンクリート二次製品	試験成績書
埋設物表示テープ	カタログ
コンクリート	配合成績書、試験成績書
鉄筋	カタログ、([納品時]ミルシート)
縞鋼板蓋	製作図
鋼製スライドゲート関係資材	製作図、構造計算書
断面修復材	カタログ、試験成績書
ひび割れ充填材	カタログ、試験成績書
表面被覆材（無機系）	カタログ、配合報告書、試験成績書

3. 監督職員の検査又は試験

次に示す工事材料は、監督職員の検査又は試験を受けなければならない。

材料名	検査・試験項目	備考
高耐圧ポリエチレン管	外観、寸法等	使用前に確認を行う。
強化プラスチック複合板	外観、寸法等	使用前に確認を行う。
ひび割れ充填材	空袋数量	施工完了後、空袋確認を行う。
表面被覆材	空袋数量	施工完了後、空袋確認を行う。
プライマー	空袋数量	施工完了後、空袋確認を行う。

4. 資材の調達地域等

次の資材については、以下の調達地域等から調達することを想定しているが、安定的

な確保を図るために、当該調達地域等以外から調達せざるを得ない場合には、事前に監督職員と協議するものとする。また、輸送費等に要した費用については、証明書類（実際の取引伝票等）を監督職員に提出するものとし、設計変更の対象とするものとする。

資 材 名	規 格	調達地域
仮設材（敷鉄板）	t=22mm	二本松市

5. 工事に使用する土砂について

受注者は、工事で使用する土砂を現場に搬入する前に、土砂が採取された箇所の土砂採取に係る関係法令の許認可書の写しを監督職員に提出しなければならない。（採石法第 33 条による採取計画認可書、砂利採取法第 16 条による採取計画認可書、森林法第 10 条の 2 による林地開発許可書）

第9章 施工

1. 一般事項

（1）基準点

本工事に使用する基準点及び水準点は、別途監督職員が指示するものとする。

2. 建設資材廃棄物等の搬出

（1）建設資材廃棄物等の搬出

本工事の施工に伴い発生する建設資材廃棄物等を本現場内で利用することが困難な場合は、次に示す処理施設へ搬出するものとするが、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

建設資材 廃棄物	処理施設名	住所	受入時間	事業区分
コンクリート 殻（有筋）	(有)Miyatsu リ サイクル	喜多方市岩月町宮津字 西ノ山 7132-1	8:00～ 17:00	再資源化 施設業者
廃プラスチック （土木シート）	(株)あいづダス トセンター	河沼郡会津坂下町大字 塔寺字経塚 2493-1	8:00～ 17:00	再資源化 施設業者

3. 特定建設資材の分別解体等

本工事における特定建設資材の工程ごとの作業内容及び分別解体等の方法は、次のとおりである。

工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法
	①仮設	仮設工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	②土工	土工工事 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用
	⑥その他	その他 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

4. 土工

(1) 掘削及び床掘

- 1) 掘削土及び床掘土は、埋戻に流用するもののほか、全て建設発生土受入地へ搬出する。
- 2) 既設管周辺の掘削を行う場合には人力による施工とし、既設管を破損させないように注意して施工しなければならない。
- 3) 掘削及び床掘にあたっては、法面の崩落に十分注意して施工しなければならない。
- 4) 法面の崩落により他の施設等に重大な影響が発生又は、そのおそれが認められる場合は、速やかに監督職員と協議しなければならない。

(2) 埋戻し

- 1) 既設管の管頂上 60cm までの埋戻は、一層の仕上がり厚さが 20cm 程度になるように基礎砂を管の左右均等にまき出し、管に損傷を与えないよう 1.1t 以下(管頂 30cm まではコンパクタ・ランマ等)の締固め機械により、現地盤と同等の締固め度となるよう締固めなければならない。
なお構造物より 50cm までの範囲も同様とする。
- 2) 既設管の管頂上 60cm 以上の埋戻は、前項と同様のまき出し厚とし、現地盤と同等の締固め度となるよう締固めなければならない。

5. 基礎工

(1) 管体基礎

- 1) 基床部及び管側部の締固めは、一層の仕上がり厚さが 20cm 程度になるようにまき出し、適切な締固め機械により、現地盤と同等の締固め度となるよう締固めなければ

ばならない。

なお、管側部の締固めはコンパクタ・ランマ等により行うこととするが、これらによる締固めが不可能な箇所は突き棒等により入念に施工しなければならない。

6. 補修工

(1) 高圧洗浄

- 1) 高圧洗浄機等を用いてコンクリート表面の泥や藻、苔、油脂類等の付着物及び剥離箇所など局所的な脆弱部を除去するものとする。なお、洗浄圧は 14.7MPa を想定しているが、付着物や脆弱部の除去状況により、洗浄圧の変更が必要な場合は監督職員と協議するものとする。
- 2) 下地処理により発生した洗浄水は、沈殿槽等を設置したうえで下流に排水するものとして、沈殿槽等に堆積した泥や藻等は汚泥として適正に処理するものとする。また、脆弱部を除去した殻等については集積し適正な処理を行うものとし、処理方法については監督職員と協議するものとする。

(2) 補修材料

使用する修復材の配合については事前に監督職員の承諾を得るものとする。

プライマーを用いる場合は、ローラー、刷毛、吹付け機械等を用い、既設コンクリート表面の乾燥状態などあらかじめ承諾を得た施工方法により塗布するものとする。

なお、プライマーを塗布せずに付着強度を確保する場合はこの限りではない。

(3) 断面修復工（左官工法）

- 1) 高圧洗浄により脆弱部が除去できない場合は、ピック、コンクリートブレーカ等を用い脆弱部を除去するものとする。
- 2) プライマーは、塗りが残しが無いよう隅角部まで入念に塗布するものとする。
なお、プライマーを塗布せずに付着強度を確保する場合はこの限りではない。
- 3) 断面修復材は平滑に仕上げるものとする。

日平均気温が 4℃以下になることが予想される場合、材料、配合、断面修復作業等において、温度管理及び養生を行い、材料の凍結や初期凍害を防止しなければならない。

(4) ひび割れ補修工（充填工法）

- 1) ひび割れを挟むように幅 10mm、深さ 10～15mm 程度で溝はつりを行う。溝内面の汚れを除去した後、プライマーを塗布し充填材を充填し、へら、コテ等を用いて表面を平滑に仕上げるものとする。
- 2) 充填材が硬化するまではほこり等が付かないように、また、降雨等の恐れがあるときは必要に応じてシート等により養生を行わなければならない。

(5) 表面被覆工（アンカー固定式パネル工法）

1) パネルの配置

強化プラスチック複合板の設置について、施工に先立ちパネル配置図を作成し、監督職員の承諾を得なければならない。

また、現地測量の結果、摩耗・欠損等により下地処理が必要となった場合は監督職員と協議するものとする。

2) その他

現場条件等によりパネルの施工範囲や必要となる作業が生じた場合は監督職員と協議するものとする。

(6) 表面被覆工（無機系）

1) 材料練混ぜ

施工に際し、事前に材料の練り混ぜを行い、フレッシュ性状を確認するものとする。

2) 被覆工

ローラー、金コテ又は吹付け機械等により、空気が混入しないよう注意し、塗布するものとする。

上記の作業において、打ち継ぎ用プライマーを使用する場合は、事前に承諾を得た打継有効時間内に終了させなければならない。

なお、被覆材が目地内部に入らないよう被覆工に先立ち、マスキング等により目地部の養生を行わなければならない。

3) 表面仕上げ

養生材を使用する場合は、事前に監督職員の承諾を得るものとし、たるみ、ムラののないよう金コテ等により平坦に仕上げるものとする。

4) 養生

表面仕上げ後は、直射日光や強風により表面に乾燥ひび割れ等が生じないよう、必要に応じてシート等により養生を行わなければならない。

なお、日平均気温が4℃以下になることが予想される場合は、材料、配合、練り混ぜ運搬、被覆作業等において、温度管理及び養生を行い、材料の凍結や初期凍害を防止しなければならない。養生の方法については、事前に監督職員の承諾を得るものとする。

5) 表面被覆材の材料使用量確認について

表面被覆材の設計量については、施工厚5mmを計上している。施工前に不陸（凸凹）調査を実施し、監督職員に報告するものとする。なお、調査結果により表面被覆材の数量を変更する場合がある。

7. 構造物取壊し工

(1) 既設構造物取壊数量

既設構造物取壊数量は、取壊し前に現地にて断面計測等の確認による数量と実際計量した数量に差異が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

第10章 施工管理

1. 主任技術者等の資格

主任技術者等の資格は、入札公告による。

(1) 施工管理の追加項目

施工管理基準に定めのない追加の項目とその管理基準等は、次によらなければならない。

コンクリート補修工（表面被覆、断面補修）の施工管理（出来形管理、撮影管理、品質管理）については、「農業水利施設の補修・補強工事に関するマニュアル【開水路補修編】令和5年3月」により実施するものとする。

(2) 出来形管理

1) 直接測定による出来形管理は以下のとおりとする。

ただし、工法により、下表により難しい場合は、事前に監督職員と協議するものとする。

①補修工

工種	項目	管理基準値及び規格値	測定基準
下地処理	外観	表面に付着物がなく、骨材表面が露出し劣化物のないコンクリート表面であること。	施工延長概ね 50m ごとに1箇所 の割合で処理面を目視確認する。
表面被覆工 (パネル工法)	側壁高さ	基準値： ±15mm 規格値： -25mm	施工延長概ね 50m ごとに1箇所 の割合で測定する。50m 未満は2箇所測定する。
	幅	基準値： +25mm、-15mm 規格値： -25mm	施工延長概ね 50m ごとに1箇所 の割合で測定する。50m 未満は2箇所測定する。
	アンカー 打設数	基準値：設計本数以上 規格値：設計本数以上	スパン毎本数及び全数を測定する。
	外観	施工面に欠損、ひび割れ、膨れ、たわみ、接着材塗布又はアンカー設置の不良等がないこと。	施工延長概ね 50～100m ごとに1箇所の割合で施工面を目視及び打音確認する。50m 未満は2箇所確認する。

	面積(A)	基準値：－ 規格値：施工面積 $\geq$ 設計面積	全施工面積について、断面が変化する毎に展開図又はその他の方法により測定（求積）し、確認する。
断面修復工	長さ	基準値：－0mm 規格値：－0mm	各補修箇所とする。
	幅	基準値：－0mm 規格値：－0mm	各補修箇所とする。
	厚さ	基準値：－0mm 規格値：－0mm	各補修箇所とし、1箇所につき4点測定する。但し、小規模補修(概ね1㎡未満)は1点測定する。
	外観	施工面に、浮き、ひび割れ、硬化不良がなく、平滑に仕上がっていること。	各補修箇所を目視確認する。
	面積	基準値：－ 規格値：施工面積 $\geq$ 設計面積	各施工面積について展開図又はその他の方法により測定（求積）する。
ひび割れ補修工（充填工法）	延長	基準値：－0mm 規格値：－0mm	各補修箇所とする。
	溝はつり幅	基準値：－0mm 規格値：－0mm	各補修箇所とする。
	溝はつり深さ	基準値：－0mm 規格値：－0mm	各補修箇所とする。
	充填量	基準値：設計量以上 規格値：設計量以上	充填総量を確認する。
表面被覆工（無機系）	被膜厚さ（側壁）	基準値：＋3mm、－0mm 規格値：－0mm	施工延長概ね50mごとに1箇所の割合で測定する。50m未満は2箇所測定する。
	外観	被覆面にむらがなく、流れ、剥がれ、浮き、ひび割れ、硬化不良等がないこと。	施工延長概ね50～100mごとに1箇所の割合で施工面を目視及び打音確認する。50m未満は2箇所確認する。
	面積(A)	基準値：－ 規格値：施工面積 $\geq$ 設計面積	全施工面積について、断面が変化する毎に展開図又はその他の方法により測定（求積）し、確認する。

2) 撮影記録による出来形管理は以下のとおりとする。

①補修工

工種		撮影基準	撮影箇所
下地処理		2箇所撮影する。	施工前後の表面状況、施工状況使用機械、洗浄圧力、不陸・凹凸の状況、付着強度試験の測定値を撮影する。
表面被覆工(パネル工法)	表面被覆	施工延長概ね50～100mにつき 1 箇所の割合で撮影する。 50m 未満は 2 箇所撮影する。	施工中の施工状況、使用機械を撮影する。
	アンカー打設等		面積測定状況を撮影する。(適宜測点で管理し撮影)
			アンカー打設の施工状況及び単位当たり打設本数を撮影する。
断面修復工		2箇所撮影する。	施工前後の状況、施工状況、使用材料の配合・練り混ぜ状況、厚さ、寸法、面積測定状況を撮影する。
		全1回	材料の総使用量が分かるものを撮影する。
ひび割れ補修工（充填工法）		2箇所撮影する。	施工状況、使用機械、補修箇所の溝はつり幅と深さ、延長を撮影する。
		全1回	材料の総使用量が分かるものを撮影する。
表面被覆工(無機系)		施工延長概ね50～100mにつき 1 箇所の割合で撮影する。 50m 未満は 2 箇所撮影する。	施工中の施工状況、使用機械、練り混ぜ、配合状況を撮影する。
			面積測定状況を撮影する。(適宜測点で管理し撮影)
		全1回	総使用量が分かるもの（空袋等）を撮影する。

(3) 品質管理

1) 補修工事における品質管理項目は以下のとおりとする。

ただし、工法により、下表により難しい場合は、事前に監督職員と協議するものとする。

工種	試験(測定)項目	試験方法	規格値	試験(測定)基準
----	----------	------	-----	----------

(表面被覆工 パネル工法)	アンカー引張強度試験	接着系アンカー	社団法人日本建築あと施工アンカー協会技術部会「あと施工アンカー試験方法」	設計引抜強度以上の引張加力で抜けだし等の変形がないこと	表面被覆前全施工本数の0.5%又は3本のうちいずれが多い本数以上
		金属拡張式アンカー			
断面修復工	圧縮強度 (材齢28日)		JSCE-K561	21.0N/mm ² 以上	断面修復施工時 ①試験体の作製：断面修復工施工中の材料練り混ぜ中のものから採取 ②試験頻度：施工延長概ね50～100m毎に1回 ③試験体：円柱供試験体(φ50mm×100mm)を1回につき3本採取 作成1日後に脱型し、材齢28日まで20℃±2℃の水中養生
(表面被覆工 無機系)	圧縮強度		JSCE-K 561	21.0N/mm ² 以上	①試験体の作製：表面被覆工施工中の材料練り混ぜ中のものから採取 ②試験頻度：施工延長概ね500m ² 毎に1回 ③試験体：円柱供試験体(φ50mm×100mm)を1回につき3本採取 作成1日後に脱型し、材齢28日まで20℃±2℃の水中養生
	付着強度試験		単軸引張試験	側壁： 個々の試験値が1.0N/mm ² 以上	表面被覆後 500mごとに2箇所(左右側壁2箇所)、1箇所当たりの試験数は3個。

2. 工事写真における黒板情報の電子化について

黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に工事写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。

受注者は、工事契約後に監督職員の承諾を得たうえで黒板情報の電子化を行うこと

ができる。黑板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の（１）から（４）によりこれを実施するものとする。

（１）使用する機器・ソフトウェア

受注者は、黑板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等（以下、「機器等」という。）は「土木工事施工管理基準 別表第２ 撮影記録による出来形管理」に示す項目の電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC 暗号リスト）（URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」）に記載する基準を用いた信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用するものとする。

（２）機器等の導入

- １）黑板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。
- ２）受注者は、黑板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。

（３）黑板情報の電子的記入に関する取扱い

- １）受注者は、（１）の機器等を用いて工事写真を撮影する場合は、被写体と黑板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。
- ２）本工事の工事写真の取扱いは、「土木工事施工管理基準 別表第２ 撮影記録による出来形管理」及び「電子化写真データの作成要領（案）」によるものとする。なお、上記１）に示す黑板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領（案）６ 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。
- ３）黑板情報の電子化を行う場合は、従来型の黑板を併用することはできない。ただし、高温多湿、粉じん等の現場条件により機器の使用が困難な場合は、この限りではない。
- ４）黑板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黑板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。

（４）写真の納品

受注者は、（３）に示す黑板情報の電子化を行った写真を、工事完成時に発注者へ納品するものとする。

なお、受注者は納品時に URL（https://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index_digital.html）のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黑板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。

（５）費用

機器等の導入に要する費用は、従来型の黑板に代わるものであり、技術管理費の写

真管理に要する費用に含まれる。

3. 情報共有システムの試行工事について

- (1) 本工事は、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムの対象工事である。
- (2) 情報共有システムの活用については、共通仕様書(土)に示す情報共有システム活用要領によるものとする。

4. 工事現場における遠隔確認について

- (1) 本工事は、施工段階確認、材料検査、立会等による確認を受注者が動画撮影用カメラにより撮影した映像と音声を監督職員等に同時配信し、双方向通信により会話をしながら監督職員等がモニター上で工事現場等の確認（以下「遠隔確認」という）を行う工事である。
- (2) 遠隔確認の活用は、別添の「工事現場等における遠隔確認に関する実施要領」によるものとする。
- (3) 通信環境が整わない現場や遠隔確認が非効率となる場合も想定されることから、受発注者の協議により遠隔確認の適用・不適用を決定するものとする。

第11章 条件変更の補足説明

本工事の施工にあたり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書と異なる場合、あるいは設計図書に示されていない場合の施工条件の変更に該当する主な事項は、次のとおりである。

- (1) 土質に著しい相違があった場合
- (2) 転石の出現
- (3) 材料の規格に変更が生じた場合
- (4) 地下埋設物（埋蔵文化財を含む）の出現
- (5) 指定仮設及び補修工法等に変更が生じた場合
- (6) 関係機関等との協議により変更が生じた場合
- (7) 施工に伴い排水処理の必要が生じた場合
- (8) 想定外の漏水が確認され、その対策の必要が生じた場合
- (9) 新たな仮設等が必要となった場合
- (10) 新たに付帯工を追加する場合
- (11) 排水処理工の能力が不足する場合
- (12) 借地範囲が変更となった場合
- (13) 歩掛調査、諸経費動向調査の対象となった場合
- (14) 産業廃棄物の種類が追加になった場合

- (15) 発生土が埋め戻しに適さない場合
- (16) 除雪が必要になった場合
- (17) 設計変更が生じ、測量、数量計算及び図面作成等が必要となった場合
- (18) 雪寒仮囲い等が必要となった場合
- (19) 水路補修において、既設コンクリート蓋の撤去・再設置が必要となった場合
- (20) 遠隔確認を行う場合
- (21) 立木伐採が必要となった場合
- (22) 既設水位計の撤去・再設置が必要となった場合
- (23) 仮取水工の仮廻方法を変更する場合
- (24) 関柴幹線制水工内の土砂撤去が必要となった場合
- (25) 建設発生土の処分地を変更する場合
- (26) 交通誘導警備員を配置する必要があるが生じた場合
- (27) 土砂等運搬車両の規格を変更する必要があるが生じた場合
- (28) その他相互協議の上必要と認めたもの

第 1 2 章 公共事業関係調査に対する協力

本工事は、令和 6 年度建設副産物実態調査の対象工事であるので、受注者は協力しなければならない。

なお、本工事が他の公共事業関係調査の対象となった場合においても、協力しなければならない。

第 1 3 章 その他

1. 契約後 VE 提案

(1) 定義

「VE 提案」とは、工事請負契約書第 19 条の 2 の規定に基づき、契約締結後、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等の設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案をいう。

(2) VE 提案の意義及び範囲

- 1) VE 提案の範囲は、設計図書に定められている内容のうち工事材料及び施工方法等に係る変更により請負代金額の低減を伴うものとし、原則として工事目的物の変更を伴わないものとする。
- 2) ただし、次の提案は、VE 提案の範囲に含めないものとする。
 - ①施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案。
 - ②工事請負契約書第 18 条(条件変更等)に基づき条件変更が確認された後の提案。
 - ③競争参加資格要件として求めた同種工事又は類似工事の範囲を超えるような工

事材料、施工方法等の変更の提案。

(3) VE 提案書の提出

- 1) 受注者は、(2) の VE 提案を行う場合、次に掲げる事項を VE 提案書（共通仕様書(土)様式 6－1～4）に記載し、発注者に提出しなければならない。
 - ①設計図書に定める内容と VE 提案の内容の対比及び提案理由。
 - ②VE 提案の実施方法に関する事項。（当該提案に係る施工上の条件等を含む。）
 - ③VE 提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠。
 - ④発注者が別途発注する関連工事との関係。
 - ⑤工業所有権を含む VE 提案である場合、その取り扱いに関する事項。
 - ⑥その他 VE 提案が採用された場合に留意すべき事項。
- 2) 発注者は、提出された VE 提案書に関する追加的な資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。
- 3) 受注者は、VE 提案を契約締結の日より、当該 VE 提案に係る部分の施工に着手する日の 35 日前までに、発注者に提出できるものとする。
- 4) VE 提案の提出費用は、受注者の負担とする。

(4) VE 提案の適否等

- 1) 発注者は、VE 提案の採否について、原則として、VE 提案を受領した日の翌日から 14 日以内に書面（共通仕様書(土)様式 6－5）により通知するものとする。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、受注者の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。
- 2) また、VE 提案が適正と認められなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。
- 3) VE 提案の審査に当たっては、施工の確実性、安全性、設計図書と比較した経済性を評価する。
- 4) 発注者は、VE 提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第 19 条の 2(設計図書の変更に係る乙の提案)の規定に基づくものとする。
- 5) 発注者は、VE 提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第 25 条(請負代金額の変更方法等)の規定により請負代金額の変更を行うものとする。
- 6) 前項の変更を行う場合においては、VE 提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の 10 分の 5 に相当する額(以下「VE 管理費」という。)を削減しないものとする。
- 7) VE 提案を採用した後、工事請負契約書第 18 条(条件変更等)の条件変更が生じた場合において、発注者が VE 提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。
- 8) 発注者は、工事請負契約書第 18 条(条件変更等)の条件変更が生じた場合には、工事請負契約書第 25 条(請負代金額の変更方法等)第 1 項の規定に基づき、請負代

金額の変更を行うものとする。VE 提案を採用した後、工事請負契約書第 18 条(条件変更等)の条件変更が生じた場合の前記 6) の VE 管理費については、変更しないものとする。ただし、双方の責に帰することができない理由(不可抗力、予測不可能な事由等)により、工事の続行が不可能又は著しく工事低減額が減少した場合においては、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

(5) VE 提案書の使用

発注者は、VE 提案を採用した場合、工業所有権が設定されたものを除き、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、当該工事以外の工事においてその内容が無償で使用する権利を有するものとする。

(6) 責任の所在

発注者が VE 提案を適正と認め、設計図書の変更を行った場合においても、VE 提案を行った受注者の責任が否定されるものではないこととする。

2. 電子納品

工事完成図書を、共通仕様書(土)第 1 編 1 - 1 - 37 に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

- ・工事完成図書の電子媒体 (CD-R 若しくは DVD-R) 正副 2 部
- ・工事完成図書の出力 1 部 (電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可)

3. 主任技術者等の専任期間

- (1) 請負契約の締結後から工事の始期までの期間については、主任技術者又は監理技術者の設置を要しない。
- (2) 契約締結の日から工事着手するまでの期間(現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間)については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。
- (3) 工事完成後、検査が終了し(発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。)、事務手続後、後片付け等のみが残っている期間については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日(例:「完成通知書」等における日付)とする。

4. ワンデーレスポンス実施に関する事項

「ワンデーレスポンス」とは、監督職員が受注者からの協議等に対する指示、通知を原則「その日のうち」に回答する対応である。ただし、「その日のうち」の回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議のうえ、回答日を通知するなど、

何らかの回答を「その日のうち」にすることである。

なお、「その日のうち」とは午前に協議等が行われたものは、その日のうちに回答することを原則とし、午後に協議等が行われたものは、翌日中に回答するものとする。ただし、原則として閉庁日を除く。

5. 地域外からの労働者確保に要する間接費の設計変更

- (1) 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用（以下「実績変更対象費」という。）について、工事実施にあたって不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土地改良事業等請負工事積算基準（以下「積算基準」という。）の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する試行工事である。

営 繕 費：労働者送迎費、宿泊費、借上費

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

- (2) 受注者から請負代金内訳書の提出があった後、発注者は共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象費の割合を提示するものとする。
- (3) 受注者は、当初契約締結後、前条で示された割合を参考にして実績変更対象費に係る費用の内訳を記載した実施計画書（別紙－４）を作成し、監督職員に提出するものとする。
- (4) 最終精算変更時点において、実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合は、変更実施計画書（別紙－５）及び実績変更対象費に実際に支払った全ての証明書類（領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など。）を監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。
- (5) 受注者の責めによる工事工程の遅れ等受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。
- (6) 実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、共通仮設費率分は、積算基準に基づく算出額から実施計画書（別紙－４）に記載された共通仮設費率分の合計額を差し引いた後、証明書類において確認された費用を加算して算出する。
- また、現場管理費は、積算基準に基づく算出額から実施計画書（別紙－４）に記載された現場管理費の合計額を差し引いた後、証明書類において確認された費用を加算して算出する。なお、全ての証明書類の提出がない場合であっても、提出された証明書類をもって金額の変更を行うものとする。
- (7) 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び指名停止等の措置を行う場合がある。
- (8) 疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

6. 工事の施工効率向上対策

受発注者間の現場条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、現場代理人等の受注者代表は、次の事項並びに「工事の施工効率向上対策」（農水省 WEB サイト）を十分に理解のうえ、対応するものとする。

（１）工事円滑化会議（施工条件確認会議）

工事契約後に、円滑な工事着手が図れるよう事業所長、次長、総括監督員、主任監督員（主催）及び監督員が、現場代理人、受注会社幹部に設計の考え方等を説明し、共有を図るものとする。なお、開催日程、出席者、課題等については現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。

（２）工事円滑化会議（工程確認会議）

工事着手時および新工種発生時等、受発注者間において、現場代理人・受注会社幹部並びに事業所長、建設所長、総括監督員、主任監督員（主催）、監督員が、現場条件、施工計画、工事工程等について、確認し、円滑な工事の実施を図る工事円滑化会議を開催するものとする。なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督員の協議により定めるものとする。

（３）設計変更確認会議

工事完成前に、設計変更手続きや工事検査が円滑に行われるよう、現場代理人・受注会社幹部並びに事業所長、建設所長、総括監督員、主任監督員（主催）、監督員が工期、設計変更内容、技術提案の履行状況等について高いレベルで確認する設計変更確認会議を開催するものとする。なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督員と協議し定めるものとする。

（４）対策検討会議

工事実施中において、自然的又は人為的な要因等により、工事の工期、設計及び施工等に大きな影響をもたらす重大な事象が発生した際に、調査設計段階の検討内容を含めた技術課題等の迅速な解決に向けて、現場代理人・受注会社幹部並びに各地方農政局地方参事官（議長）・関係課職員、事業所長、建設所長、総括監督員、主任監督員、監督員が対応方針の協議・確認を行う対策検討会議を開催することができるものとする。なお、対策検討会議は、現場代理人又は監督職員が工事円滑化会議等において協議の上開催する。

（５）建設コンサルタントの出席

上記（１）、（２）及び（３）の会議に必要な応じて建設コンサルタントを出席させる場合は、必要経費を積算し、別途契約により対応するものとする。

なお、工事受注者の同会議出席に要する経費については、当該工事の現場管理費の中の通信交通費に含まれるものと考えており、開催回数に関わらず変更契約の対象としない。

- (6) 工事円滑化会議、設計変更確認会議において確認した事項については、打合せ記録簿（共通仕様書(土)様式-42）に記録し、相互に確認するものとする。

7. 職場環境改善費

- (1) 現場環境改善費の内容は以下のとおりとし、原則として計上項目のそれぞれから1内容以上選択し合計5つの内容を実施することとする。

ただし、地域の状況・工事内容により組合せ、実施項目数及び実施内容を変更しても良い。

詳細については、監督職員と協議実施する。

なお、内容に変更が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

- (2) 以下に示す内容において、受注者は、具体的な実施内容、実施期間を施工計画書に含めて監督職員に提出するものとする。

- (3) 受注者は、工事完成時に現場環境改善費の実施状況が分かる写真を監督職員に提出するものとする。

計上項目	実施する内容（率計上分）
仮設備関係	①用水・電力等の供給設備 ②緑化・花壇 ③ライトアップ施設 ④見学路及び椅子の設置 ⑤昇降設備の充実 ⑥環境負荷の低減
営繕関係	①現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） ②労働宿舍の快適化 ③デザインボックス（交通誘導警備員待機室） ④現場休憩所の快適化 ⑤健康関連設備及び厚生施設の充実等
安全関係	①工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） ②盗難防止対策（警報器等） ③避暑（熱中症予防）・防寒対策
地域連携	①地域対策費（農家との調整、地域行事等の経費を含む） ②完成予想図 ③工法説明図 ④工事工程表 ⑤デザイン工事看板（各工事PR看板含む）

	⑥見学会等の開催（イベント等の実施含む） ⑦見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 ⑧パンフレット・工法説明ビデオ ⑨社会貢献
--	--

8. 現場環境の改善の試行

本工事は、女性も働きやすい現場環境（トイレ・更衣室）の整備について、監督職員と協議し、契約変更においてその整備に必要な費用を計上する試行工事である。

なお、トイレは男女別トイレを基本とし、次の設備・機能を満たすものとする。

また、受注者は、女性も働きやすい現場環境の整備の一環として、事務所にトイレ・更衣室等を設置することが出来る。

- (1) 洋式便座
- (2) 水洗機能（簡易水洗含む）
- (3) 臭い逆流防止機能（フラッパー機能）
- (4) 容易に開かない施錠機能（二重ロック等）
- (5) 照明設備（電源が無くても良いもの）
- (6) 付属設備（衣服掛け等のフック又は荷物置き場・鏡・手洗いの機能）

9. 快適トイレの導入に関する試行

本工事は、誰でも働きやすい職場環境（快適トイレ）の整備について、監督職員と協議し、変更契約においてその整備に必要な費用を計上する試行工事である。

- 1) 受注者は、現場に以下のア～サの仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。

ただし、シ～チについては、満たしていればより快適に使用できるものと思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める機能】

- ア 洋式（洋風）便器
- イ 水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）
- ウ 臭い逆流防止機能
- エ 容易に開かない施錠機能
- オ 照明設備
- カ 衣類掛け等のフック、又は荷物の置ける棚等（耐荷重を 5 kg 以上とする）

【付属品として備えるもの】

- キ 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- ク 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫

- ケ サニタリーボックス
- コ 鏡と手洗器
- サ 便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

- シ 便房内寸法 900×900mm 以上（面積ではない）
- ス 擬音装置（機能を含む）
- セ 着替え台
- ソ 臭気対策機能の多重化
- タ 室内温度の調整が可能な設備
- チ 小物置き場（トイレトペーパー予備置き場等）

2) 快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、上記 1) の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。【快適トイレに求める機能】ア～カ及び【付属品として備えるもの】キ～チの費用については、従来品相当を差し引いた後、51,000 円／基・月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量の上限は、男女別で各 1 基ずつ 2 基／工事までとする。

また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、2 基／工事より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、現場環境改善費（率）を想定しており、別途計上は行わない。

3) 快適トイレの手配が困難な場合は、監督職員と協議の上、本項の対象外とする。

10. 週休 2 日工事の試行

- (1) 本工事は、週休 2 日に取り組むことを前提として、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正した試行対象工事である。受注者は、契約後、週休 2 日による施工を行わなければならない。

なお、受注者の責によらない現場条件・気象条件等により週休 2 日相当の確保が難しいことが想定される場合には監督職員と協議するものとする。

- (2) 「週休 2 日」とは、対象期間を通じた現場閉所の日数が、4 週 8 休以上となることをいい、対象期間内の現場閉所日数の割合が 28.5%（8 日／28 日）以上の水準に達する状態をいう。

なお、ここでいう対象期間、現場閉所等の具体的な内容は次のとおりである。

- ① 対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、対象期間において、年末年始を挟む工事では年末年始休暇分として 12 月 29 日から 1 月 3 日までの 6 日間、8 月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の 3 日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、余裕期間の

ほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

② 現場閉所とは、現場事務所等での事務作業を含め、1日を通して現場作業が行われない状態をいう。ただし、現場安全点検や巡視作業等、現場管理上必要な作業を行うことは可とする。

③ 降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

（３）週休２日（４週８休以上）の実施の確認方法は、次によるものとする。

① 受注者は、契約後、週休２日の実施計画書を作成し監督職員へ提出する。

② 受注者は、週休２日の実施状況を定期的に監督職員へ報告する。なお、週休２日の実施状況の報告については、現場閉所実績が記載された日報、工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等により行うものとする。

③ 監督職員は、上記受注者からの報告により週休２日の実施状況を確認するものとし、必要に応じて受注者からの聞き取り等を行う。

④ 監督職員は、受注者から定期的な報告がない場合や、実施状況が確認できない場合などがあれば、受注者から上記②の記録資料等の提示を求め確認を行うものとする。

⑤ 報告の時期は、受注者と監督職員が協議して定める。

（４）監督職員が週休２日の実施状況について、必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、受注者は協力するものとする。

（５）発注者は、現場閉所を確認した場合は、現場閉所状況に応じた以下に示す補正係数により、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正する。

１）現場の閉所状況

	４週８休以上
現場閉所率	28.5%（８日/28日）以上
労務費	1.02
機械経費（賃料）	1.02
共通仮設費（率分）	1.02
現場管理費（率分）	1.05

２）補正方法

当初積算において４週８休以上の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じている。なお、発注者は、工事完成時に現場閉所の達成状況を確認後、４週８休に満たない場合は、工事請負契約書第 25 条の規定に基づき請負代金額のうち、それぞれの経費につき上記１）に示す補正係数による、補正を行わずに減額変更する。

また、提出された工程表が週休2日の取得を前提としていないなど、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、契約違反として「地方農政局工事成績等評定実施要領（模範例）の制定について」（平成15年2月19日付け14地第759号大臣官房地方課長通知。以下「工事成績要領」という。）別紙8（事業（務）所長用）に示す「7. 法令遵守等」において、点数10点を減ずるものとする。

11. 週休2日制の促進

（1）本工事は、週休2日制を促進するため、現場閉所状況に応じて工事成績要領に基づく工事成績評定において加点評価を行うとともに、週休2日制工事の促進における履行実績取組証明書（以下「履行実績取組証明書」という。）の発行を行う工事である。

（2）発注者は、現場閉所状況が月単位で4週8休以上（現場閉所率28.5%（8日/28日）以上）と確認した場合は、工事成績評定において加点評価するものとする。ただし、工事成績評定の合計は100点を超えないものとする。また、明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合については、工事成績評定の点数を10点減ずることとする。なお、加点評価に当たっては、以下のとおりとする。

1）他の模範となるような受注企業の働き方改革に係る取組を本工事において実施した場合は、工事成績要領別紙5に示す「4. 創意工夫」に、次の評価項目を追加した上で最大2点を加点評価する。なお、複数事項への取組や実施状況の内容に応じて1点、2点で評価する。

○監督職員用

【働き方改革】

☐ 月単位の週休2日（4週8休以上）の確保に向けた企業の取組が図られている。

☐ 若手や女性技術者の登用等、担い手の確保に向けた取組が図られている。

2）現場閉所による月単位の週休2日相当（4週8休以上）が達成した場合は、工事成績要領別紙3-1に示す「2. 施工状況（Ⅱ工程管理）」に、次の2つの評価項目を追加し、両方で加点評価する。

ただし、月単位の週休2日に満たない（休日率4週6休以上）場合は、「休日の確保を行った。」のみを評価する。

○監督職員用

☐ 休日の確保を行った。

☐ その他〔理由：現場閉所による月単位の週休2日（4週8休以

上)の確保を行った。]

○事業(務)所長用

- ☐ 工程管理に係る積極的な取組が見られた。
- ☐ その他[理由:現場閉所による月単位の週休2日(4週8休以上)の確保に取り組んだ。]

3) 現場閉所による週休2日相当(4週8休以上)が達成したことに加え、対象期間内の全ての土曜及び日曜日に現場閉所を行った場合は、工事成績要領別紙8に示す「7. 法令遵守等」に次の評価項目を追加した上で、1点を加点点評価する。

○事業(務)所長用

- ☐ その他[理由:現場閉所による週休2日(4週8休以上)の確保を行ったとともに全ての土曜及び日曜日に現場閉所を行った。]

(3) 監督職員は、受注者からの報告により現場閉所状況が4週8休以上(現場閉所率28.5%(8日/28日)以上)と確認した場合は、履行実績取組証明書を発行するものとする。

12. 熱中症対策に資する現場管理費の補正

(1) 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事の対象とし、日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を行う対象工事である。

(2) 用語の具体的な内容は次のとおりである。

1) 真夏日

日最高気温が30℃以上の日をいう。

2) 工期

準備・後片付け期間を含めた工期をいう。なお、年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

3) 真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

$$\text{真夏日率} = \text{工期期間中の真夏日} \div \text{工期}$$

(3) 受注者は、工事着手前に工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載した施工計画書を作成し、監督職員へ提出する。

(4) 気温の計測方法については、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温又は環境省が公表している観測地点の暑さ指数(WBGT)を用いることを標準とす

る。

なお、WBG Tを用いる場合は、WBG Tが 25℃以上となる日を真夏日と見なす。

ただし、これによりがたい場合は、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測以外の気象観測所で気象業務法（昭和 27 年法律第 165 号）に基づいた気象観測方法により得られた計測結果を用いることも可とする。

（５）受注者は、監督職員へ計測結果の資料を提出する。

（６）発注者は、受注者から提出された計測結果の資料を基に工期中の日最高気温から真夏日率を算定した上で補正値を算出し、現場管理費率に加算し設計変更を行うものとする。

補正値（％）	=	真夏日率	×	補正係数※
--------	---	------	---	-------

※ 補正係数：1.2

13. 総価契約単価合意方式について

（１）目的

本工事は、請負代金額の変更があった場合における変更金額や部分払金額の算定を行う際に用いる単価等をあらかじめ協議し、合意しておくことにより、設計変更や部分払に伴う協議の円滑化に資することを目的として実施する総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）の対象工事である。

（２）合意単価の公表

受発注者間で作成の上合意した単価合意書は、公表するものとする。

14. 1 日未満で完了する作業の積算

（１）本工事における 1 日未満で完了する作業の積算（以下、「1 日未満積算基準」という。）は、変更積算のみに適用する。

（２）受注者は、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1 日未満積算基準の適用について、協議の発議を行うことができる。

（３）同一作業員の作業が他工種等の作業と組合せて 1 日作業となる場合には、1 日未満積算基準は適用しない。

（４）受注者は、協議に当たって、1 日未満積算基準に該当することを示す書面、その他協議に必要となる根拠資料（見積書、契約書、請求書等）により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1 日未満積算基準は適用しない。

（５）災害復旧工事等で人工精算する場合や、「時間的制約を受ける工事の積算方法」を適用して積算する場合等、1 日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1 日未満積算基準を適用しない。

15. 共通仮設費率分の適切な設計変更について

(1) 本工事は、「共通仮設費（率分）のうち運搬費及び準備費」の下記に示す経費（以下「実績変更対象経費」という。）について、工事実施にあたって積算額と実際の費用に乖離が生じた場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。

運搬費：建設機械の運搬費

準備費：伐開、除根、除草費

(2) 発注者は、契約締結後、共通仮設費に対する実績変更対象経費の割合（以下「割合」という。）を提示する。

(3) 受注者は、(2)により発注者から示された割合を参考にして、実績変更対象経費に係る費用の内訳について設計変更の協議ができるものとする。

(4) 受注者は、最終精算変更時点において、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する内訳書（以下「内訳書」という。）を作成するとともに、内訳書に記載した計上額が証明できる書類（領収書又は金額の妥当性を証明する金額計算書）を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。

(5) 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。

(6) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「土地改良事業等請負工事共通仮設費算定基準に基づき算出した額」から「内訳書に記載された共通仮設費（率分）の合計額」を差し引いた後、「(4)の証明書類において妥当性が確認できた費用」を加算して算出した金額を設計変更の対象とする。

(7) 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。

(8) 疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。

16. CORINS への登録

技術者の従事期間は、契約（変更の場合は、変更契約）工期をもって登録することとし、余裕期間を含まないことに留意すること。

17. 法定外の労災保険の付保

本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。

第14章 定めなき事項

この仕様書に定めない事項又は、この工事の施工にあたり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

別紙－ 1

令和 6 年度

会津北部農業水利事業

関柴幹線制水工排泥施設造成他工事

工 事 数 量 表
【当初】

東北農政局
会津南部農業水利事業所

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
1. 土工	①排泥施設造成工			
(1)作業土工				
床掘	土砂部	式	1	
床掘	軟岩部	式	1	
埋戻	B<1.0m 1.0m≦B<2.5m 2.5m≦B<4.0m B≧4.0m 構造物周辺 区分①	式	1	
現場内流用土	仮置場～埋戻箇所	m3	402.000	
購入土	山砂（埋戻用）	m3	344.000	
(2)掘削工				
掘削	砂質土	m3	321.000	
掘削	軟岩	m3	121.000	
(3)整形仕上げ工				
法面整形	盛土部	m ²	217.000	
岩盤整形	管体基礎（基面）	m ²	193.000	
基面整正		m ²	33.000	
(4)作業残土処理工				
作業残土処理工	軟岩	m3	316.000	
(5)産業廃棄物処理工				
廃プラスチック運搬処理	土木シート	m3	2.200	
コンクリート殻運搬処理	有筋	m3	0.150	
2. 管体基礎工	①排泥施設造成工			
(1)砂基礎工				
砂基礎	1.0m>B≧0.45m	m3	48.000	
砂基礎	区分②	m3	24.000	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
3. 管体工	①排泥施設造成工			
(1)高耐圧ポリエチレン管布設工				
高耐圧ポリエチレン管布設	φ 400, R30	m	52. 000	
高耐圧ポリエチレン管布設	φ 400, F30	m	8. 700	
4. 付帯工	①排泥施設造成工			
(1)制水工新設柵設置工				
均しコンクリート	18-8-25 BB	m3	0. 400	
型枠	均しコンクリート	式	1	
新設柵	コンクリート二次製品、1, 500×1, 500×5, 520 (5分割)	基	1. 000	
インバートコンクリート	18-8-25 BB (排泥ゲート二次コンクリート)	m3	1. 300	
型枠	インバートコンクリート (排泥ゲート二次コン)	式	1	
インバートコンクリート	18-8-25 BB (制水工底版部)	m3	5. 900	
目地材	エラストイト, t=20mm	m ²	0. 500	
構造物取壊し	鉄筋コンクリート	m3	0. 100	
取付鋼管	φ 400	式	1. 000	
間詰コンクリート	18-8-25 BB	m3	1. 000	
補強コンクリート	21-12-25 BB	m3	0. 700	
型枠	補強コンクリート	式	1	
鉄筋工	SD295A、D13	ton	0. 040	
縞鋼板蓋	1600×1075 (3分割)	枚	1. 000	
SUS製スライドゲート	開閉装置 (手動巻上式) 及び戸当り含む	式	1. 000	
ステップ	30SW	個	16. 000	
ズレ防止アングル	等辺山形鋼	箇所	10. 000	
樹脂カプセルアンカー	D13用, 長期耐力15. 1kN/本以上	個	20. 000	
足場工	手摺先行枠組足場	式	1	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
(2)中間管理柵				
均しコンクリート	18-8-25 BB	m3	0.400	
型枠	均しコンクリート	式	1	
中間管理柵		基	1.000	
インパートコンクリート	18-8-25 BB (柵底板部)	m3	5.900	
ステップ	30SW	個	4.000	
縞鋼板蓋	1800×1800(3分割：ボルト固定)	枚	1.000	
(3)現場打取付工				
均しコンクリート	18-8-25 BB	m3	0.300	
型枠	均しコンクリート	式	1	
鉄筋コンクリート	21-12-25 BB	m3	3.300	
型枠	鉄筋コンクリート	式	1	
鉄筋工	SD295A、D13	ton	0.310	
ウィープホール		箇所	5.000	
(4)流末処理工				
かご工	ふとんかご, 0.5m×1.2m, 割栗石15cm～20cm	m	27.000	
吸出防止材	t=10mm	m ²	30.000	
5. 分土工補修工	②分土工補修			
(1)沈砂池補修				
高圧洗浄工	14.7Mpa	m ²	185.000	
ひび割れ補修工	Uカット充填	m	45.000	
断面修復工	t=10mm～100mm	m ²	33.000	
カッター工	断面修復工	m	122.000	
コンクリートはつり工	断面修復工	m ²	33.000	
表面被覆工	無機系、t=5mm	m ²	185.000	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
足場工	手摺先行型枠組足場	式	1	
6. 幹線水路補修工	③幹線用水路補修			
(1) 幹線用水路補修				
高圧洗浄工	14. 7Mpa	m ²	148. 000	
表面被覆工 (パネル工法)	強化プラスチック複合板、t=10mm	m ²	148. 000	
7. 仮設工	①排泥施設造成工			
(1) 仮設道路工				
盛土	設置	m ³	19. 000	
盛土	撤去	m ³	19. 000	
敷鉄板	仮設道路進入部～旋回場まで	m ²	669. 000	
敷鉄板	測点B. P～N0. 2+19. 10施工時 (2 回使用)	m ²	111. 500	
敷鉄板	測点N0. 2+19. 10～E. P施工時	m ²	83. 600	
(2) 排水処理工	測点B. P～N0. 2+19. 10施工時			
排水ポンプ用釜場設置・撤去		箇所	1. 000	
排水ポンプ設置撤去	φ 100	箇所	1. 000	
排水ポンプ運転	φ 100	箇所	1. 000	
(3) 排水処理工	測点N0. 2+19. 10～E. P施工時			
排水ポンプ用釜場設置・撤去		箇所	1. 000	
排水ポンプ設置撤去	φ 100	箇所	1. 000	
排水ポンプ運転	φ 100	箇所	1. 000	
(4) 仮取水工	仮廻用			
仮取水ポンプ設置撤去	φ 200×2	箇所	1. 000	
仮取水ポンプ運転	φ 200×2	箇所	1. 000	
(5) 土木シート敷設・撤去				
土木シート敷設・撤去	仮置ヤード	m ²	734. 000	

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
8. 仮設工	②分水工補修工			
(1)排水処理工				
土のう設置撤去		m3	2.200	
排水ポンプ設置撤去	φ 50	箇所	1.000	
排水ポンプ運転	φ 50、作業時排水	箇所	1.000	
9. 仮設工	③幹線水路補修工			
(1)資材等運搬工	機械小運搬			
資材等運搬工	機械小運搬（強化プラスチック複合板等）	式	1	
10. その他				
(1)運搬費				
共通仮設（積上げ）				
運搬費				
仮設材輸送		式	1	

国営土地改良事業の工事施行に伴う土地の使用基準

東北農政局

- 1 この基準は、国営土地改良事業の工事施行に必要な土地の適正な使用に関する取扱いを定め、もって事業の円滑な遂行を図ることを目的とする。
- 2 この使用基準において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - ① 所有者等 土地の所有者又は使用権者をいう。
 - ② 借地した土地 国営土地改良事業の用に供することを目的として、発注者である国（以下「発注者」という。）が、所有者等から一定の期間使用する権限を得た土地をいう。
 - ③ 関係者 借地した土地の所有者等及び隣接地土地の所有者等をいう。
- 3 工事の請負者は、発注者が借地した土地を指定仮設用地（以下「仮設用地」という。）として使用する場合は、発注者の指示に基づくほか、下記の事項を厳守するものとする。

記

- （１）仮設用地の使用期間は、原則として工事着手から工事完了までとする。
ただし、工事着手前及び工事完了後においても当該仮設用地を必要とする場合は、あらかじめ発注者と協議の上、当該期間に含めることができるものとする。
- （２）仮設用地の管理は、工事の着手の日から返還をする日までの間、工事の請負者が責任をもって行うものとし、苦情等が出ないように対処するものとする。
- （３）仮設用地は、発注者に指示された工事施行の目的以外に使用してはならない。
- （４）仮設用地に隣接する土地の所有者等との調整を図るため、用排水機能及び通作等周辺の営農に支障を及ぼすことのないように措置するものとする。
- （５）仮設用地は、特別の事情等がある場合を除き、使用後はすべて原状に回復し、所有者等に返還するものであることから、次の事項に留意するものとする。
 - ① 仮設用地として、使用前及び返還に当たっての取扱いについては、あらかじめ関係者と調整の上、齟齬が生じないように努めるものとする。
 - ② 使用前の土地の状況及び境界杭等の把握に努め、写真、記録簿等に整理を行う等、返還時における作業を円滑に進めることができるように図るものとする。
特に既存の境界杭の保全に努めるとともに、これにより難しい場合は返還時に境界紛争等が生じないように、控杭の設置等を行っておくものとする。
また、農地の場合にあっては、発注者及び所有者等の立会のもとに耕土深及び暗渠排水施設の有無等、所要の調査を実施しておくものとする。
 - ③ 農地を仮設用地として使用する場合は、返還後の耕作に影響を及ぼす恐れがあることから、従前の個別の土地条件を損なわないようにするため、工法その他について十分配慮するものとする。

(6) 使用した土地の返還に当たっては、特に次の事項に留意するものとする。

- ① 不陸、高低、畦畔及び境界の位置等に留意するとともに、仮排水路等の用に供する等の耕盤を損なう使用をした場合には、耕盤の復旧に努めるとともに使用前の耕土深の確保を図ること。
- ② 復旧する耕作土は、原則として既存の耕作土によることとし、心土、礫及び雑物等耕作に支障となるものの混入がないようにすること。
- ③ 発注者が、借地した土地を当該所有者等に返還するに当たっては、請負者はこれに協力しなければならない。

(7) この取扱基準に定めのない事項又は疑義等が生じた事項については、速やかに発注者の指示を受け又は協議して処理するものとする。

工事用地図

S=1/250

別紙ー3

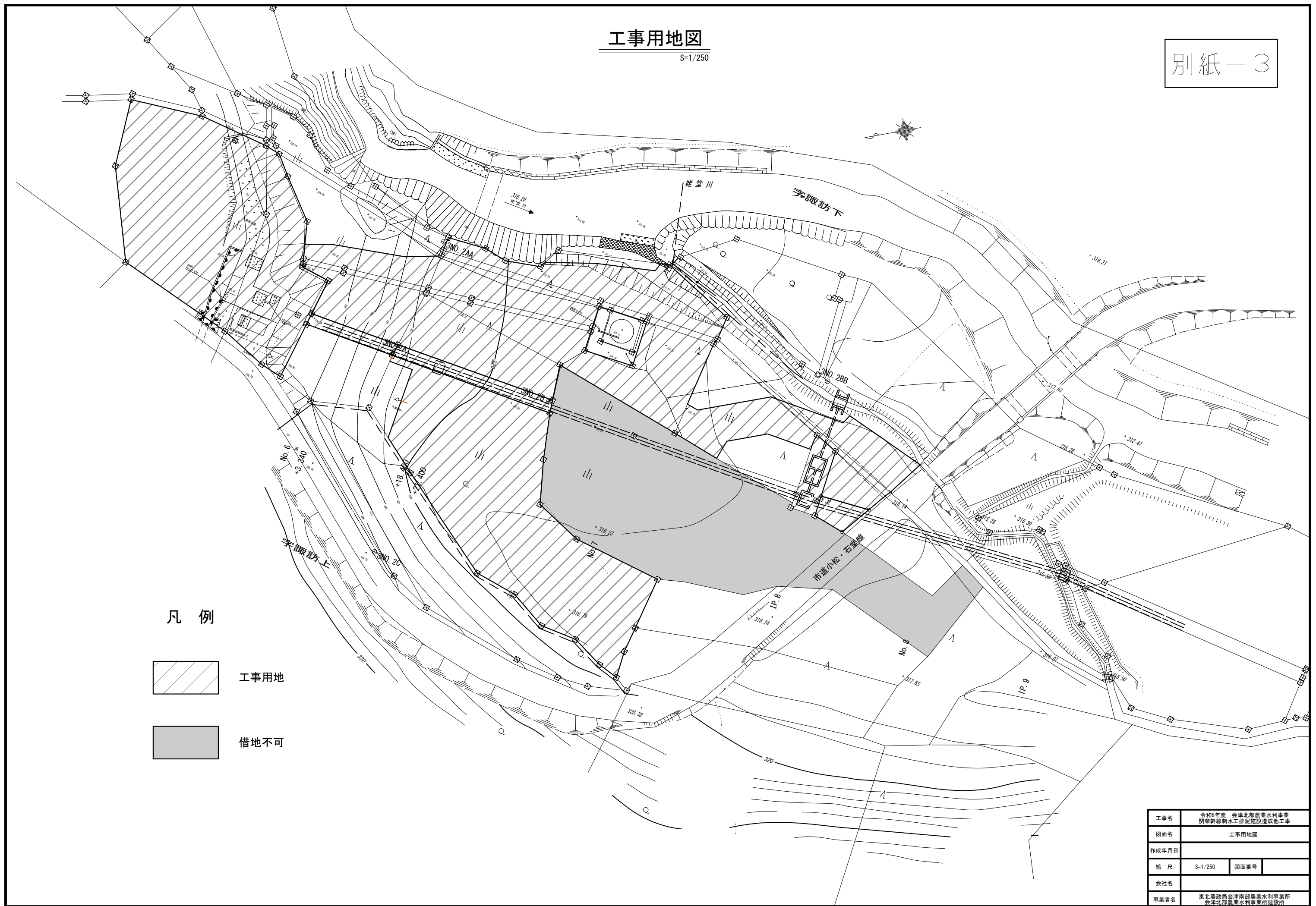
凡 例



工事用地



借地不可



工事名	令和6年度 会津北部農業水利事業 間柴幹線制水工排泥施設造成地工事		
図面名	工事用地図		
作成年月日			
縮 尺	S=1/250	図面番号	
会社名			
事業者名	東北農政局会津南部農業水利事業所 会津北部農業水利事業所建設所		

別紙－４

実績変更対象費に関する実施計画書

費 目		費 用	内 容	計上額
共 通 仮 設 費	営繕費	借上費	現場事務所、試験室、労働者 宿舎、倉庫、材料保管場所等 の敷地借上げに要する地代及 びこれらの建物を建築する代わ りに貸しビル、マンション、民家 等を長期借上げする場合に要 する費用	
		宿泊費	労働者が、旅館、ホテル等に宿 泊する場合に要する費用	
		労働者送 迎費	労働者をマイクロバス等で日々 当該現場に送迎輸送（水上輸 送を含む）をするために要する 費用（運転手賃金、車両損料、 燃料費等含む）	
	小 計			
現 場 管 理 費	労 務 管 理 費	募集及び 解散に要 する費用	労働者の赴任手当、労働者の 帰省旅費、労働者の帰省手当	
		賃金以外 の食 事、 通勤等に 要する費 用	労働者の食事補助、交通費の 支給	
	小 計			
合 計				

別紙－５

実績変更対象費に関する変更実施計画書

費 目		費 用	内 容	計上額 (当初)	計上額 (変更)	差額
共 通 仮 設 費	営 繕 費	借上費	現場事務所、試験室、労働者宿舎、倉庫、材料保管場所等の敷地借上げに要する地代及びこれらの建物を建築する代わりに貸しビル、マンション、民家等を長期借上げする場合に要する費用			
		宿泊費	労働者が、旅館、ホテル等に宿泊する場合に要する費用			
		労働者送迎費	労働者をマイクロバス等で日々当該現場に送迎輸送（水上輸送を含む）をするために要する費用（運転手賃金、車両損料、燃料費等含む）			
	小 計					
現 場 管 理 費	労 務 管 理 費	募集及び解散に要する費用	労働者の赴任手当、労働者の帰省旅費、労働者の帰省手当			
		賃金以外の食事、通勤等に要する費用	労働者の食事補助、交通費の支給			
	小 計					
合 計						

令和6年度 会津北部農業水利事業
関柴幹線制水工排泥施設造成他工事
図 面 目 録

図面番号	図 面 名 称	枚数	備 考
1	位置図	1	
2	制水工排泥施設 計画平面縦断図	1	
3	制水工排泥施設 計画横断図	1	
4	制水工新設柵構造図 (1/2)	1	
5	制水工新設柵構造図 (2/2)	1	
6	現場打補強壁 配筋図	1	
7	スライドゲート構造図 (1/7)	1	
8	スライドゲート構造図 (2/7)	1	
9	スライドゲート構造図 (3/7)	1	
10	スライドゲート構造図 (4/7)	1	
11	スライドゲート構造図 (5/7)	1	
12	スライドゲート構造図 (6/7)	1	
13	スライドゲート構造図 (7/7)	1	
14	中間管理柵構造図	1	
15	現場打取付工 構造図	1	
16	現場打取付工 配筋図	1	
17	流末処理かご工 配置図	1	
18	分水施設・用水路補修工 平面縦断図	1	
19	分水施設(沈砂池)補修計画図 (1/2)	1	
20	分水施設(沈砂池)補修計画図 (2/2)	1	
21	関柴幹線用水路 開水路 補修計画図	1	
22	仮設計画図 (1/2)	1	
23	仮設計画図 (2/2)	1	
計		23	